

ひとり親等世帯臨時特別給付金「基本給付」の再支給について

1. 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな困難が生じやすい低所得のひとり親等世帯については、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、令和 2 年度武蔵野市ひとり親等世帯臨時特別給付金の基本給付の支給対象者に対して再支給を行うものである。

2. 事業費

事業費 57,860 千円

事務費 821 千円

※事業費については、国の事業費補助金追加交付決定予定額に基づき算出。

3. 事業の実施主体と経費負担

実施主体は武蔵野市

実施に要する経費（事業費及び事務費）については、国が補助（補助率 10/10）

4. 事業概要

(I) 対象者

令和 2 年 12 月 11 日時点で、以下のいずれかに該当する者として、既に武蔵野市から基本給付の支給を受けている又は申請をしている者

① 児童扶養手当受給者

令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の支給を受けている者

② 公的年金給付等受給者

公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者であって、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者

③ 家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※令和 2 年 12 月 11 日時点では基本給付の申請を行っていない者についても、基本給付の申請時に再支給分を併せて申請することにより支給。

(2) 支給金額

一世帯あたり：50,000 円、第二子以降、1 人につき：30,000 円

5. 実施スケジュール

支給対象者については、12 月 17 日以降に支給のお知らせを送付し、12 月末に支払いを行う（申請不要）。

6. 給付金の申請及び支給の方法

